

Communication Standards Board : HELICS 協議会) がある。各種の標準化団体・規格制定団体等が会員となっている HELICS 協議会が利用目的毎に採択すべき標準規格を推奨し、その利用のための医療情報標準化指針を示している。

この HELICS 協議会が指針として掲げた標準規格の内、我が国で必要不可欠と考えられるものについては厚生労働省の保健医療情報標準化会議において取り上げる等の方向性が示されたことにより、標準化の一層の推進が期待される場所である。

医療機関において、自らこれらの用語・コードのメンテナンスや標準規格の実装作業をすることは稀であろうが、標準に基づく相互運用性の確保の推進に向けては、システムベンダにこういったことを要件として求めていくことが重要である。

従って医療情報システムを導入しようとするときや、現に保有する医療情報システムの運用にあたっては、

- ・ 標準化に対する基本スタンス
- ・ 次項以下に掲げる標準に対応していないならばその理由
- ・ 将来のシステム更新、他社システムとの接続における相互運用性に対する対応案

等についてシステムベンダから説明を受ける等して一定の理解を等しくしておく必要がある。

さらに、現在導入しているシステムの更新やシステムの新規導入の際に、医療機関においても相互運用性につき中長期的なビジョンを持ち、計画を策定していくことが望ましい。

5.1 基本データセットや標準的な用語集、コードセットの利用

先述したように標準化に向けた取組は進捗中であるが、既に一定のレベルで確立された標準の情報項目等を利用することにより、以下の診療情報については高いデータ互換性を確保することが可能となりつつある。これらは医療情報システムとして最も高いレベルの相互運用性が必要とされる。

- ・ 医療機関情報
- ・ 当該医療機関での受診歴
- ・ 患者基本情報病名
- ・ 保険情報
- ・ 処方指示 (含む用法)
- ・ 検体検査 (指示及び結果)
- ・ 放射線画像情報
- ・ 生理検査図形情報
- ・ 内視鏡画像情報
- ・ 注射
- ・ 手術術式

これらの情報の相互運用性を確保するために必要とされ、これまでに確立された各種標準を以下に示す。

5.1.1 基本データセット

- ① 利用者情報